障害者活躍推進計画(知事部局)に基づく取組の実施状況について

1 評価年度

令和2年度

2 目標に対する達成度

目標		実施状況
①採用に関する目標	【実雇用率】 知事部局および滋賀県(特例認 定により企業庁および病院事業庁 を含む)における各年6月1日時 点の法定雇用率以上	令和3年6月1日時点の実雇 用率:2.78% (内訳) 知事部局:2.83% 企業庁:4.52% 病院事業庁:2.70%
②定着に関する目標	【定着率】 ・常勤職員:採用後3年間の定着 率100% ・会計年度任用職員:雇用期間満 了まで継続して勤務した職員の割 合 100% (※チャレンジ雇用を除く。)	 ・常勤職員 計画期間中に実施した障害 者を対象とした採用試験における職員数 R2 年度 採用者数 4名 退職者数 0名 ・会計年度任用職員 100% (3名)
③満足度、 ワーク・エ ンゲージメントに関する目標	【ワーク・エンゲージメント】 令和3年度までに、職員のワーク・エンゲージメントに関するデータを収集の上、目標値の設定や評価方法等を検討。	障害を有する職員を対象にした「ワーク・エンゲージメントに関する調査」の結果を基に、『担当職務の「やりがい」に関する項目で「感じている」「概ね感じている」と回答する職員の割合について、80%以上を維持する。』と設定した。

3 取組内容の実施状況

	取組内容	令和2年度の実施状況			
1	1【「人」の視点】障害者の活躍を推進する体制整備				
(1	(1)組織面				
	〇障害者雇用推進者を選任する(令和元年9月6日に選任済)。	・令和元年9月6日に障害者雇用推進者として総務部長を選任した。			
	〇障害者職業生活相談員を適切に選任する(令和元年11月27日に選任済)。	・令和2年4月1日に障害者職業生活相談員を新たに1名選任 した。			
	〇「障害者雇用のあり方検討ワーキングチーム(令和元年5月設置。以下「WT」という。)」において障害者活躍推進計画(以下「推進計画」という。)の実施状況の点検・見直し等を行う。	・障害者雇用のあり方検討ワーキングチームにおいて障害者活躍推進計画にかかるワーク・エンゲージメントに関する目標設定の検討とともに、実施状況の点検・見直し等を行った。			
	〇組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、WT等)を整備するとともに、組織外の関係機関(滋賀労働局、就労支援機関等)との連携体制を構築し、役割分担および各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。	・庁内の人的サポート体制を整備し、組織外の関係機関との連携体制を構築し、役割分担および各種相談先を整理の上、職員に周知した。			
	〇役割分担および各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。	_			
(2	2)人材面				
	〇障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)には、滋賀労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させる。	・障害者職業生活相談員に選任された者に、滋賀労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させた。			
	〇職場適応支援者の養成について検討を行う。	・職場適応支援者の養成について検討を行った。			
	〇障害や障害者雇用に関する理解促進・啓発のための研修を実施する。なお、必要に応じて、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」(厚生労働省障害者雇用対策課または滋賀労働局が開催)を活用する。	・令和3年2月5日に障害を有する職員の配属所属の所属長等を対象とした障害者雇用理解促進のための研修を開催した。 ・障害を有する職員の配属所属の所属長等に対し、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を活用して、障害に対する正しい知識と理解を養うとともに、障害の特性を踏まえた受入体制の構築を支援した。			
2	【「仕事」の視点】障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出				
	〇新規採用時または異動時、その他定期的に人事担当者による面談を実施することで、障害を有する職員と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じて検討を行う。	・新規採用時をはじめ、その他所属長との定期的な面談等を通じて、障害を有する職員と業務の適切なマッチングができているか点検を行った。			
	〇障害を有する職員の能力や希望も踏まえ、職務の選定および創出について検 討を行う。	・障害を有する職員の障害の程度や業務上必要な配慮事項、本人の希望などを踏まえ、職務の選定および創出について検討を行った。 ・障害者の働きやすい職場環境を実現するため、庁内にオフィスサポートセンターを試行的に立ち上げた。			
3	【「環境」の視点】障害者の活躍を推進するための環境整備・制度の利用促進				
(1)職務環境				
	〇令和2年度に「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を改定予定のため、改訂 後の指針を踏まえ、各庁舎・施設における環境整備の推進に向けた検討を行う。	・「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」については、社会福祉審議会に諮問し検討を行っているところ、令和3年度に改定を予定している。 ・各庁舎・施設における個別具体の事象に対し、改善等を行っている。			
	〇定期的な面談等により必要な配慮等を把握し、業務上、必要な機器の購入や作業マニュアルのカスタマイズ化、作業手順の簡素化・見直しを行うなど、継続的に必要な措置を講ずる。	・所属長との定期的な面談等を通じて障害の状況を把握し、必要に応じて業務上、必要な機器の購入や作業マニュアルのカスタマイズ化など、継続的に必要な措置を講じている。			

取組内容	令和2年度の実施状況			
2)募集•採用				
〇現に実施しているインターンシップの中で、障害を有する学生を対象とした受け 入れを検討する。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、令和 2年度中のインターンシップの受け入れを中止した。			
〇障害者採用試験の募集・実施に当たり、点字の受験案内を作成・配布するとともに、受験申込時に確認する受験上の配慮希望を踏まえ、点字試験の実施や面接における手話通訳者の配置、筆談対応など、受験者の障害特性に応じた配慮を行う。	・障害者採用試験について、点字の受験案内を作成・配布し、 申込時の配慮希望への対応や障害特性に応じた配慮(聴覚障害のある受験者を前列に配置、肢体障害のある受験者を最後 列など座りやすい配席とするなどの対応)を行った。			
○障害者採用試験の採用内定者が円滑に勤務を開始できるようにするために、 採用前に非常勤職員として勤務できる「プレ雇用制度」については、他団体への 情報収集を行うなど、導入に向けた研究を行う。	・「プレ雇用制度」について、他団体の先行事例について情報 収集を行った。			
〇現に非常勤職員として一定期間勤務する障害を有する職員に限定した公募を実施し、勤務実績を考慮した選考を経て常勤職員となることを可能とする「ステップアップ制度」については、他団体への情報収集を行うなど、導入に向けた研究を行う。	・「ステップアップ制度」について、他団体の先行事例について 情報収集を行った。			
○令和元年度から知的障害者および精神障害者にも対象を拡大した障害者採用 試験を今後も継続して実施するとともに、本試験による採用者の勤務状況等を検 証し、選考方法等の改善に努める。				
○障害者採用試験の実施にあたっては、以下の取扱いを行わない。 イ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ロ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ハ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ニ「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」 といった条件を設定する。 ホ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。	・計画の取組内容に加え、令和2年度から滋賀県内居住要件を撤廃した。			
)働き方				
〇テレワーク(在宅勤務、サテライトオフィス勤務)および時差出勤制度の利用を 促進する。	・全ての職員を対象として、令和2年10月14日から令和3年1月末までの期間において、在宅勤務および時差出勤の実施をはじめとする「県庁の新たな働き方の実践・定着に向けた取組」、推進し、テレワーク(在宅勤務、サテライトオフィス勤務)および時差出勤制度の利用を促進した。			
○年次有給休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進する。	・全ての職員を対象として、令和2年10月1日付けで年次有給休暇の取得促進に係る通知を発出し、管理監督職員による率先取得や朝礼・終礼等による職場内での情報共有により休暇を取得しやすい雰囲気を醸成しつつ、年次有給休暇の取得の呼びかけを行った。			
〇【再掲】現に非常勤職員として一定期間勤務する障害を有する職員に限定した公募を実施し、勤務実績を考慮した選考を経て常勤職員となることを可能とする「ステップアップ制度」については、他団体への情報収集を行うなど、導入に向けた研究を行う。	【再掲】 ・「ステップアップ制度」について、他団体の先行事例について 情報収集を行った。			
〇任期付きの非常勤職員等について、採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や技能等も踏まえた職務選定を行う。	・任期付きの非常勤職員等について、障害者職業生活相談員 や所属長との定期的な面談等を通じて中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を把握し、その内容や技能等を踏まえ た職務選定を行った。			
〇職員研修体系に基づく研修の受講に際しては、本人の希望等を踏まえ、資質 向上や技能向上のための配慮を行う。	研修の受講に際しては、本人の希望を踏まえ、資質向上等の 配慮を行っている。			
) その他の人事管理				
〇定期的な面談の設定および必要に応じて随時面談を実施し、状況把握を行った上で、職場や通勤時における適切な支援や配慮を講じる。	・所属長との定期的な面談等を通じて障害の状況を把握し、勤務地や通勤方法など、障害の特性に配慮し、必要な対応を行った。			
〇中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。	・中途障害者について、所属長との定期的な面談等を通じて限害の状況を把握し、円滑な職場復帰のために必要な対応を行った。			
〇本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。	・障害を有する職員が希望する場合には、「精神障害者等の第 労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を行っていく。			

	取組内容	令和2年度の実施状況			
4	- 4 その他				
	〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に 基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進 する。	・令和2年度での各機関における障害者就労施設等からの調達実績額は29,908千円であり、調達方針で目安としている36,000千円を達成することができなかった。			
	〇毎年度策定する調達方針に基づき、総合的かつ計画的に推進することで、推進計画の最終年度には各機関1件以上の調達を目指す。	・令和2年度での各機関における障害者就労施設等からの調達割合は78%(168機関/215機関)と前年度より、4%増(機関数11増)であったが、目標である各機関1件以上には到達できていない。			
	〇民間事業主における障害者の活躍を促進するため、法定雇用率以上の対象 障害者を雇用している事業者を対象に、優先的に物品等の調達を行う。	・優先的に物品の調達を行うナイスハート物品購入制度の業者への周知と登録依頼を行った。また、登録事業者に対しての調達実績は令和2年度は29,784千円であった。			
	〇総合評価一般競争入札およびプロポーザルにおいて、障害者の雇用に関する 状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること、または 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用して いることに対して加点する取組を実施する。	・当該調達案件に係る公告に際し、計画の取組内容が評価項目として評価基準に規定されているか確認しており、漏れなく実施されている。			
	○滋賀県建設工事入札参加資格審査にかかる主観点数の評価において、「障害者雇用」の取組を加点評価する。	・令和3年度建設工事入札参加資格審査申請において、「障害者雇用」の取組に対して加点評価している。			